

横浜市指定障害者支援施設等の入所調整事務要領

制定 令和7年4月1日 健障サ 第3271号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市の障害者支援施設（以下「入所施設」という。）の入所調整にあたり統一的な基準を定め、サービスの円滑かつ公平な利用調整を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の例による。

（対象施設）

第3条 この要領における入所調整の対象施設は、本市指定の入所施設のうち施設入所支援及び生活介護を行う施設並びに本市指定でない入所施設のうち別表1に掲げる施設とする。

（入所申込み）

第4条 本市指定の入所施設への入所申込みを行う者（以下、「入所申込者」という。）は、指定相談支援事業の利用を原則とし、指定相談支援事業者又は指定相談支援事業者の利用が困難な場合は支給決定を行う区長（以下「相談支援事業者等」という。）に対し、横浜市障害者支援施設入所申込書（様式第1号）を提出する。

（入所の必要性の検討等）

第5条 入所申込書を受領した相談支援事業者等は、サービス担当者会議等において、障害者等の意思決定の支援に配慮した上で、入所の必要性について検討を行う。

2 指定相談支援事業者は、次に掲げる書類を区長へ提出する。

- (1) サービス等利用計画案（入所の必要性の検討結果を踏まえて作成されたものとする）
- (2) 横浜市障害者支援施設入所申込書（様式第1号）

（提出書類）

第6条 区長は、前条の検討結果を踏まえ次に掲げる書類を作成し、前条第2項の書類と併せて、市長へ提出する。

- (1) 横浜市内入所施設申込現況調査書（様式第2号）
- (2) 入所申込者の在宅援助記録
- (3) その他入所調整に必要な関係書類

（入所申込者リスト）

第7条 市長は、提出された書類をもとに、入所申込者リスト（様式第3号）を作成する。

2 市長は、入所申込者リストを区別にも作成するものとし、区別リストは各区長と共有するものとする。

(入所申込みの変更・取下げ)

第8条 第4条の規定に基づき申込みを行った者は、本人及び家族の状況並びに希望施設が変わった場合、又は入所申込みの必要がなくなった場合には、入所申込変更届兼取下げ届（様式第4号）を相談支援事業者等へ提出する。

- 2 入所申込変更届兼取下げ届を受領した相談支援事業者等は、第5条に準じて書類を区長へ提出する。また、区長は、第6条に準じて書類を市長へ提出する。

(入所申込みの更新)

第9条 相談支援事業者等は、入所申込み後も、サービス担当者会議等において、継続して入所の必要性について検討を行うこととし、第5条及び第8条の規定に基づき、必要に応じて随時情報を更新するものとする。

(入所申込者リストからの削除)

第10条 市長は、情報の変更や更新などが行われていない入所申込者については、入所申込者リストから削除することができるものとする。

(入所調整カンファレンス)

第11条 市長は、入所の必要性の目安となる入所優先度区分を定めるため、入所調整カンファレンスを開催する。なお、入所優先度区分並びに入所優先度区分を定めるにあたり参考とする指標及び点数は、別表2のとおりとする。

- 2 入所調整カンファレンスは、おおむね四半期に1回の頻度で開催する。
- 3 入所調整カンファレンスは、障害者更生相談所の長、市内入所施設の代表、市内基幹相談支援センターの代表及び区福祉保健センターの代表をもって構成する。

(入所調整の開始)

第12条 入所施設の長は、利用者の受入れが見込まれる場合には、入所調整開始連絡票（様式第5号）により、速やかに市長へ報告する。

- 2 市長は、前項の報告を受けた場合、入所申込者リストのうち当該施設の利用を希望する者のリスト及び第6条に規定する関係書類を当該入所施設へ送付する。併せて、速やかに各区長あて入所調整が開始された旨を共有するものとする。

(入所申込者リストの情報提供)

第13条 入所施設の長は、利用者の受入れの有無に関わらず、入所申込者リスト情報提供依頼書（様式第6号）を市長に提出することにより、入所申込者リストのうち当該施設の利用を希望する者のリストの提供を依頼することができる。

(入所調整会議)

第14条 入所施設の長は、施設の職員で構成される入所調整会議を開催し、入所申込者リストの中から入所候補者を選考する。

- 2 入所調整会議では、入所優先度区分を最大限に考慮した上で、入所申込者及び家族の意向や入所申込者の障害状況、介護者の状況、対応の緊急性等を総合的に勘案した上で、設備の状況や医療的処置が必要な場合等の職員体制、ユニットの状況等施設の状況も踏まえて、候補者を選考するものとする。

（入所調整の終了）

第 15 条 入所施設の長は、入所者の選考が終了した場合には、入所調整終了連絡票兼入所調整会議録（様式第 7 号）により、速やかに市長へ報告する。

- 2 市長は、前項の提出を受けた場合、速やかに各区長あて入所調整が終了した旨を共有するものとする。

（市外在住者の申込）

第 16 条 横浜市内に居住する障害者が横浜市内の入所施設を希望する場合は、前条までの規定に準じて手続きを行うものとする。

（地域移行が困難な場合だった者への対応）

第 17 条 入所施設を 1 年以内に退所し共同生活援助を行う施設などに移行した場合で、再度入所が必要となった者について、入所施設は、当該入所調整を経ずに、優先して入所させることが出来るものとする。なお、その場合も、入所調整終了連絡票兼入所調整会議録（様式第 7 号）は、市長へ提出するものとする。

（市外施設の入所調整）

第 18 条 別表 1 に掲げる入所施設へ入所申込みを行う者は、前条までの規定に関わらず、施設へ直接申込みを行うものとする。その際、区長が施設へ提出する書類は次に掲げる書類とする。

- (1) サービス等利用計画案
- (2) 横浜市内入所施設申込現況調査書（様式第 2 号）
- (3) 在宅援助記録
- (4) その他利用調整に必要な関係書類

- 2 別表 1 に掲げる入所施設が、入所調整の開始及び終了を報告する場合には、入所調整開始連絡票（様式第 5 号）及び入所調整終了連絡票兼入所調整会議録（様式第 7 号）を、市長へ提出するものとする。

（情報の公表）

第 19 条 横浜市個人情報の保護に関する条例第 6 条の規定により、入所優先度区分及び入所優先度区分を定めるにあたり参考とする点数の合計について、簡易な手続きにより本人に提供することが出来るものとする。なお、横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則第 10 条の規定により、事前に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報の範囲 入所優先度区分及び点数の合計
- (2) 窓口及び提供の場所 申込みを行った区高齢・障害支援課及び健康福祉局障害施設サービス課
- (3) 請求方法 口頭による
- (4) 本人確認の方法 個人番号カードや障害者手帳等本人であることを証明する書類の提示

- (5) 手続きを行う期間 申込みを行った日から 3 年間
- (6) 実施方法 入所申込者リスト（様式第 3 号）の閲覧による

（秘密の保持）

第 20 条 この要領に規定する、連絡調整及び利用調整に関係した者は、業務上知り得た障害者及びその家族等に関する事項について、守秘義務を負う。

（定期的な見直し）

第 21 条 この要領は、原則 5 年ごとに見直すこととし、その間に見直す必要が生じた場合には、随時見直すこととする。

（その他）

第 22 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途、健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日以降の入所調整開始分から適用する。
（横浜市指定支援施設等の利用調整事務取扱要領の廃止）
- 2 横浜市指定支援施設等の利用調整事務取扱要領（平成 15 年 3 月 31 日制定福障福第 1341 号）は、令和 7 年 9 月 30 日をもって廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

運営法人	施設名称	所在地
社会福祉法人 光友会	湘南希望の郷	神奈川県藤沢市鵜郷 1003 番地
社会福祉法人 常成福祉会	丹沢レジデンシャルホーム	神奈川県秦野市菩提 1711 番地 2

別表 2（第 10 条関係）

入所優先度区分	A	B	C
(目安となる点数)	(95 点以上)	(70 点以上)	(70 点未満)

※ 入所優先度区分は、目安となる点数を参考に、その他記載内容も踏まえて、定めることとします。

（入所優先度区分を定めるために参考とする指標及び点数）

1 本人の状況（62 点）

（1）障害支援区分

30 点	25 点	20 点	15 点	0 点
区分 6	区分 5	区分 4 (50 歳以上は区分 4・3)	区分 3 (50 歳以上は区分 2)	区分 2 以下 (50 歳以上は区分 1)

（2）保健面

20 点	15 点	10 点	5 点	0 点
医師意見書等により特別な医療が必要であるとされている。または、てんかん発作の頻度が週 1 回以上あるとされている。	医師意見書等により、慢性疾患等の診断があり、服薬・食事等について、支援を常時必要としている。	医師意見書等により、てんかん発作が月 1 回以上あるとされていることや、症状として不安定であるとして不安定であるとして、一時的に看護を必要としている。	医師意見書等により、てんかん発作が年 1 回以上あるとされていることや、慢性疾患があり服薬・食事等について一部支援を必要としている。	定期的な健康管理を行うことで十分である。（慢性疾患等なし。）

（3）その他

ア 身体障害者を主な対象とする入所施設を希望する場合

区分が 6 でいずれかに該当する者（12 点）

- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
- ②重症心身障害者

イ 知的障害者を主な対象とする入所施設を希望する場合（0～12 点）

厚生労働大臣が定める行動関連項目（行動援護点数）の合計点数×1/2（端数は、切り上げ）

2 家族・介護者の状況（40 点）

	40 点	30 点	15 点	10 点
主たる介護者※の有無と状況	主たる介護者がいない。	主たる介護者はいるが、就労(月 120 時間以上)・育児(未就学児)・他の介護(要介護者・障害者)により、介護が十分でない。	主たる介護者が、一親等(親・配偶者・子)以外	主たる介護者が、一親等(親・配偶者・子)

※ 主たる介護者とは、原則二親等内で、同居＆近隣に住む者のうち、主に介護する者とする。また、18歳未満、75歳以上、要介護者、長期入院中、障害者及び介護放棄など虐待に相当すると区長が考える者については、主たる介護者に含めないものとする。

3 現在のサービス等の利用状況（40点）

	40点	30点	15点	5点	0点
入院・入所・共同生活援助入居の有無	利用なし（在宅）	入院・入所等しているが退院・退所等を迫られている（半年以内）	利用なし（在宅）		
在宅サービス※の利用状況	サービス利用が困難		在宅生活困難で、短期入所等を直近半年の実績で90日以上利用	利用あり	利用なし
					入院・入所等の継続が見込まれる

※ 在宅サービスは、障害者総合支援法に規定される介護給付の利用状況とします。

4 その他（25点）

(1) 次のいずれかに該当する者（10点）

ア 医療観察法に基づく通院決定を受けた者

イ 刑務所等（矯正施設若しくは更生保護施設）からの退所等に伴い関係機関との調整により入居した者であって退所等から3年以内の者又はこれに準ずる者

(2) 18歳に達した後も障害児入所施設に入所している者（15点）

(3) 市外在住者（▲30点）

※ 市外在住者には、横浜市が援護の実施機関となっている者は除く

(4) 65歳以上（▲30点）

横浜市障害者支援施設 入所申込書

申込日 年 月 日

記入者 住所

氏名 (本人との関係)

市内障害者支援施設への入所を（新規に・継続して）申し込みます。
また、市内障害者支援施設の入所調整を行うために必要な範囲で、入所申込みを行う施設に横浜市が保有している個人情報を提供することに同意します。

1 入所を申し込む者

フリガナ		性別	生年月日(年齢)	受給者証番号			
氏名		男・女	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)				
		現在の居 所 ☐ 自宅 ☐ グループホーム() ☐ 医療機関() ☐ 施設() ☐ その他()					

2 入所の申込みを行う理由

(1) 入所の申込みを行う理由(複数選択可)

- ア 介護者がいない。
イ 介護者が(高齢・障害・病気・就労)のため、介護が困難である。
ウ 本人の障害状況から自宅での生活が困難である。
エ グループホームを利用するまでなど、一定期間、入所により訓練を受ける必要がある。
オ 他の施設に入所しているが、横浜市内入所施設に変わる必要が生じた。
カ その他()

(2) 入所希望施設(5か所まで) ※見学・相談及び短期入所の利用があれば ☒

入所希望施設名	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用
☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用

以下は、相談支援専門員が記入した上で、申込書を区役所へご提出下さい。

相談支援専門員	氏名		事業所名	
	連絡先	()		
同意欄(チェック欄)		☐ 入所申込みを行う施設に、基礎調査資料及びサービス等利用計画案を提供することに同意します。		

※区役所確認欄

受領年月日	年 月 日	確認者	
-------	-------	-----	--

横浜市内入所施設申込現況調査書

担当区・課		作成者名		作成日	
-------	--	------	--	-----	--

1 入所申込者

受給者証番号					
ふりがな		性 別	男 ・ 女	年 齢	
氏 名		生年月日			
主な生活の場	☐ 自宅 ☐ グループホーム（グループホーム名） ☐ 医療機関（医療機関名） ☐ 施設（施設名） ☐ その他（）				
日中活動事業所	☐ 有（事業所名） ☐ 無				
計画相談	☐ 有 ☐ 無 ☐ 導入予定（ 年 月）				
計画相談事業所名					
後見人	☐ 有 ☐ 無	後見人名			

2 入所についての意思確認

(1) 本人の入所に対する希望

確認日		確認方法	☐ 電話 ☐ 面接 ☐ その他（）		
☐ 今すぐ入所の希望あり ☐ 将来的に入所の希望あり					
☐ 意思決定がわからない ☐ 聞き取れていない ☐ その他（）					

(2) 家族の入所に対する希望

確認日		確認方法	☐ 電話 ☐ 面接 ☐ その他（）		
☐ 今すぐ入所の希望あり ☐ 将来的に入所の希望あり ☐ 希望なし ☐ 不明					

(3) 後見人の入所に対する希望（後見人がいる場合）

確認日		確認方法	☐ 電話 ☐ 面接 ☐ その他（）		
☐ 今すぐ入所の希望あり ☐ 将来的に入所の希望あり ☐ 希望なし ☐ 不明					

3 関係機関との検討結果

実施日	年 月 日
-----	-------

【参加機関】

- ☐ 相談支援専門員 ☐ 区役所 ☐ 基幹相談支援センター
☐ 二次相談 ☐ その他（）

【検討結果】

◆支援方針

◆在宅（現在の居所）での生活の可能性

◆グループホームでの生活の可能性 及び 将来的に地域で生活するための課題

◆入所にあたっての留意点

【点数表】

点数欄	本人の状況	0点 満点 62点	家族・介護者の状況	0点 満点 40点	現在のサービス等の利用状況	0点 満点 40点
	その他	0点 満点 25点	合計※	0点 満点 167点		

(1) 本人の状況(満点 62点)

① 障害支援区分

	30点	25点	20点	15点	0点
障害支援区分	区分6	区分5	区分4 (50歳以上は区分4・3)	区分3 (50歳以上は区分2)	区分2以下 (50歳以上は区分1)

② 保健面

	20点	15点	10点	5点	0点
保健面	医師意見書等により特別な医療が必要であるとされている。または、てんかん発作の頻度が週1回以上あるとされている。	医師意見書等により、慢性疾患等の診断があり、服薬・食事等について、支援を常時必要としている。	医師意見書等により、てんかん発作が月1回以上あるとされていることや、症状として不安定であるとされていることで、一時的に看護を必要としている。	医師意見書等により、てんかん発作が年1回以上あるとされていることや、慢性疾患があり服薬・食事等について一部支援を必要としている。	定期的な健康管理を行うことで十分である。(慢性疾患等なし。)

【身障施設を希望する場合】 ③-1

区分が6でいずれかに該当する者 ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者 ②重症心身障害者	12点
必要な医療的ケア ※①②の該当の有無に関わらず記入	

【知的施設を希望する場合】 ③-2

厚生労働大臣が定める行動関連項目(行動援護点数) の合計点数×1/2(端数は、切り上げ)	0～12点
行動障害の具体例	

* ③は、身障施設と知的施設を両方希望する場合には、それぞれの場合で点数を算出

(1)本人の状況(満点 62点)

0点

(2) 家族・介護者の状況(満点40点)

家族・介護者の状況を記入してください。					
	40点	30点	15点	10点	
主たる介護者(※)の有無と状況	主たる介護者がいない。	主たる介護者はいるが、就労(月120時間以上)・育児(未就学児)・他の介護(要介護者・障害者)により、介護が十分でない。	主たる介護者が、一親等(親・配偶者・子)以外	主たる介護者が、一親等(親・配偶者・子)	※主たる介護者とは、 ◆原則二親等内で、同居&近隣に住む者のうち、主に介護する者 ◆18歳未満、75歳以上、要介護者、長期入院中、障害者、介護放棄など虐待に相当すると区が考える者については、「主たる介護者」には含めない

(2)家族・介護者の状況(満点40点)

(3) 現在のサービス等の利用状況(満点40点)

	40点	30点	15点	5点	0点
入院・入所・グループホーム入居の有無	利用なし(在宅)	入院・入所等しているが退院・退所等を迫られている(半年以内)	利用なし(在宅)		入院・入所等の継続が見込まれる
在宅サービス(※)の利用状況	サービス利用が困難	在宅生活困難で、短期入所等を直近半年の実績で90日以上利用	利用あり	利用なし	

※「在宅サービス」は、障害者総合支援法に規定される「介護給付」の利用状況とします。

短期入所等の利用施設 ※直近3年間で利用した施設を記入		※点数配分はありません。
--------------------------------	--	--------------

(3)現在のサービス等の利用状況(満点40点)

(4) その他

ア いずれかに該当する者 ① 医療観察法に基づく通院決定を受けた者 ② 刑務所等(矯正施設若しくは更生保護施設)からの退所等に伴い関係機関との調整により入居した者であって退所等から3年以内の者又はこれに準ずる者	10点
---	-----

イ 18歳に達した後も障害児入所施設に入所している者	15点
----------------------------	-----

その状況を記入してください。	
----------------	--

ウ 市外在住者	▲ 30点
---------	-------

※市外在住者には、横浜市が援護の実施機関となっている者は除く

エ 65歳以上	▲ 30点
---------	-------

(4)その他(満点25点)

0点

その他	※点数配分はありません。
緊急度が高いと判断した場合、その理由を記入してください	

【注記】

（１）本人の状況 ② 保健面

- 原則、医師の意見書により判断します。
- 「服薬・食事等の支援」の必要性は、医師意見書「生活障害評価」の「食事」「保清」「服薬管理」の３つの項目で判断し、
 - ・全ての項目が、４（常時支援）以上の場合は、「常時必要」（１５点）
 - ・全ての項目が、３（一部支援）以上の場合は、「一部支援が必要」（５点）とみなします。

（２）家族・介護者の状況

- 当該項目における定義は、次のとおりとします。
 - ・要介護者：要介護１以上
 - ・障害者：身体障害者手帳３級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者

（３）現在のサービス等の利用状況

「短期入所等」には、地域活動ホームのショートステイ利用を含みます。

入所申込変更届 兼 取下げ届

提出日 年 月 日

提出者 住所
氏名 (本人との関係)

市内障害者支援施設への入所申込みについて、次のとおり変更がありますので、届け出ます。

☐ 市内障害者支援施設への入所の申込み内容に変更あり

住所 変更（有・無）	（変更後の住所）		
入所希望施設 変更（有・無）	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用
	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用	☐ 見学・相談 ☐ 短期入所利用	
その他 変更事項 変更（有・無） * 修正した点数は 下表に記載			

☐ 市内障害者支援施設への入所の申込みを取下げ

理 由	☐ グループホームへの入居が決まったため ☐ 市外施設への入所・入居が決まったため ☐ その他 理由：
-----	---

以下は、相談支援専門員が記入した上で、変更届(取下げ届)を区役所へご提出下さい。

相談支援専門員	氏 名		事業所名	
	連絡先	()		

※区役所記載欄

点数表 ※点数に修正があった箇所のみ記載		変更前	変更後
本人の状況 変更（有・無）	障害支援区分	*再度の申込(更新)手続きが必要	
	保健面	点	点
	【身障施設の場合】呼吸管理等の有無	点	点
	【知的施設の場合】行動関連項目	点	点
家族・介護者の状況 変更（有・無）		点	点
現在のサービス等利用状況 変更（有・無）		点	点
その他 変更（有・無）		点	点

年 月 日

横浜市長

(施設名)

(代表者)

入所調整開始連絡票

横浜市指定障害者支援施設等の入所調整事務取扱要領第12条の規定に基づき、新規に受入れが可能な人数について報告します。

併せて、当該施設の入所申込者リストの提供を依頼します。

新規受入可能(予定)人数	人 (男 ・ 女)
受入可能(予定)年月日	年 月 日 以降
提供依頼する入所申込者リスト	年 月分の入所申込者リスト 及び 関係書類
受入れの制限事項 等	

担当者：

連絡先：

様式第6号

年 月 日

横浜市長

(施設名)

(代表者)

入所申込者リスト情報提供依頼書

横浜市指定障害者支援施設等の入所調整事務取扱要領第13条の規定に基づき、当該施設の利用を希望する者のリストの提供を依頼します。

担当者：

連絡先：

年 月 日

横浜市長

(施設名)

(代表者)

入所調整終了連絡票 兼 入所調整会議録

年 月 日付の入所調整開始連絡票にて開始の報告を行った入所調整について、受入調整が終了しましたので、会議録と併せて、報告します。

入所調整会議録				
開催日時				
開催場所				
参加者				
入所決定者	氏 名		在住区	
	性 別		年 齢	
	障害支援区分		入所優先度区分	
選考対象者数				
選考理由	☐ 入所優先度区分「A」の方の中から、施設の専門性等と障害特性を踏まえて選考 ☐ その他 ※入所優先度区分「A」以外の方から選考した場合は、その理由を記入理由：			
議事詳細				

※下線部については、市ホームページにて公表を行います。(年齢は、年代に修正して公表)

担当者：

連絡先：